

東京農工大学未来価値創造研究教育特区運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (特区長) 第4条 (略) 2 特区長は、<u>教育研究評議会の意見を参考にして</u>、学長が任命する。 3～5 (略)</p>	<p>本則 (特区長) 第4条 (略) 2 特区長は、学長が任命する。 3～5 (略)</p>	<p>学内施設等の長の任命プロセスの明確化に伴う改正</p>

附 則 (令和4年1月31日未規則第3号)
 この規則は、令和4年1月31日から施行する。